

ようこそ、
中間市議会の皆さん！

古賀市議会の 議会改革の取り組み その歩みと今後の課題

2018年1月9日（火）

古賀市議会

	中間市	古賀市
人口	42,270人	58,673人
世帯数	20,395世帯	24,710世帯
面積	15.96 平方km	42.07 平方km
議員数	17人	19人

(11月末現在) (9月末現在)

	中間市	古賀市
人口	42,270人	58,673人
世帯数	20,395世帯	24,710世帯
面積	15.96 平方km	42.07 平方km
議員数	17人	19人

(11月現在) (9月末日現在)

2018年1月9日(火)

古賀市議会

1

2016年度の視察		2017年度の視察	
①鹿児島大川町・瀬戸内町（7月7日）	②愛知県小牧市・豊明市（7月8日）	① 4月 13日（木）	富山県小矢部市議会
③岐阜県瑞穂市議会（8月 19日）	④愛知県知立市議会（11月5日）	② 5月 31日（水）	鹿児島県志布志市議会
⑤岐阜県瑞穂市議会（11月 6日）	⑥愛知県豊川市議会（11月 7日）	③ 7月 13日（木）	三重県名張市議会
⑦奈良県高市郡市議会（11月 10日）	⑧群馬県渋川市議会（11月 10日）	④ 7月 27日（木）	香川県三豊市議会
⑨群馬県伊勢崎市議会（11月 10日）	⑩群馬県伊勢崎市議会（11月 10日）	⑤ 8月 3日（木）	鳥取県浜田市議会
⑪群馬県太田市議会（11月 13日）	⑫群馬県太田市議会（11月 13日）	⑥ 8月 7日（月）	埼玉県越谷市議会
⑬奈良県生駒市議会（11月 26日）	⑭埼玉県行田市議会（11月 26日）	⑦ 10月 5日（木）	山形県南陽市議会
⑮埼玉県行田市議会（11月 26日）	⑯群馬県邑楽郡伊勢崎町議会（2月 8日）	⑧ 10月 12日（木）	茨城県土浦市議会
⑰群馬県伊勢崎市議会（2月 10日）	⑱滋賀県栗東市議会（2月 10日）	⑨ 10月 13日（金）	広島県三次市議会
⑲滋賀県栗東市議会（2月 15日）		⑩ 10月 25日（水）	山形県長井市議会
2016年度の視察		⑪ 11月 7日（火）	熊本県上天草市議会
① 4月 28日（木）	② 熊本県都佐野町議会	⑫ 11月 7日（火）	兵庫県播磨町議会
② 5月 9日（月）	③ 熊本県阿蘇町議会	⑬ 11月 14日（火）	茨城県常陸大宮市議会
③ 5月 18日（火）	④ 大分県久住町見原市議会	⑭ 1月 9日（火）	福岡県中間市議会
④ 7月 3日（木）	⑤ 水戸市洗足町議会	⑮ 1月 15日（月）	栃木県小山市議会
⑤ 7月 13日（木）	⑥ 茨城県水戸市議会	⑯ 1月 16日（火）	愛知県東海市議会
⑥ 10月 7日（木）	⑦ 埼玉県下妻市議会	⑰ 1月 24日（水）	石川県小松市議会
⑦ 11月 1日（火）	⑧ 埼玉県北埼玉市議会	⑱ 1月 25日（木）	大阪府北摂市議会講長会
⑧ 11月 16日（火）	⑨ 岐阜県各務原市議会	⑲ 2月 2日（金）	長崎県長与町議会
⑨ 11月 17日（火）	⑩ 岐阜県各務原市議会		
⑩ 2月 2日（木）	⑪ 岐阜県各務原市議会		
⑪ 2月 7日（金）	⑫ 岐阜県各務原市議会		
⑫ 2月 15日（水）	⑬ 徳島県小松島市議会		



今日お話しする主なテーマ

<前半>

- (1) 議会改革前史の紹介
- (2) 2011年5月以降の議会改革の経験
 - ◆制度上の改革や自由討議、議会報告会など

※質疑応答

<後半>

- (3) 政策提言力向上、今後の課題
 - ◆政策推進会議（防災対応、公共交通）
大学とのパートナーシップ協定など
- (4) その他
 - ※質疑応答

3



3

前半

1996年9月の申し入れ
議会だより、一般質問の第一答弁書
一般質問添付書の傍聴者配布を提案

新嘉坡總代理

那个深秋的周末三书

中行小量水山歌集一編序 代序文士 亂世內憂外患丁亥歲立書

1.和1.5厘米，帶葉花，每葉花上梗可開多朵花在中心，結果的
主莖葉子上，第一葉的葉片形狀的花軸上和花上葉帶葉子。

27

² See also the discussion of the 1990s in Chapter 1.

世界の各々に適合する標準の規格を定めておられる事で、この
点で、中國は必ずしも國際化して、『國際標準』を確立する事に

據說上船行橫渡，那裏的土匪會將船頭擋在河中，把人擋在船上，再把船開到對岸去。

（二）一個個案研究：「一個不滿意的學生」，這兩項工作都是以個案研究為主。

前半

前期議長（奴間健司）就任の重信泰明（2011年5月）

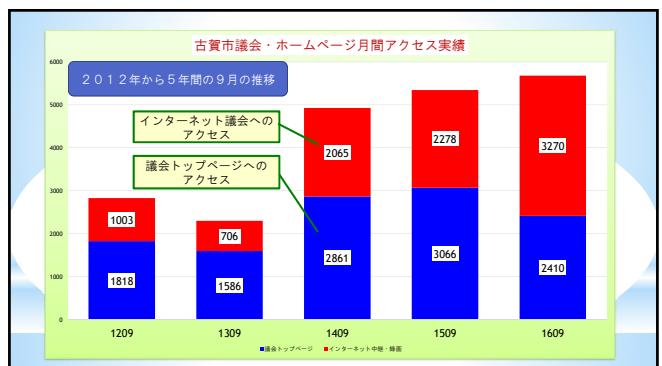
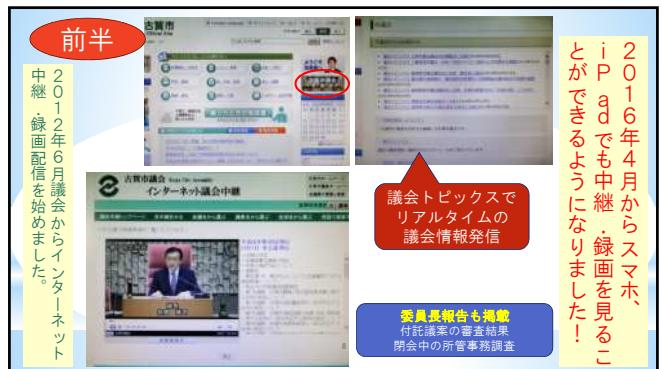
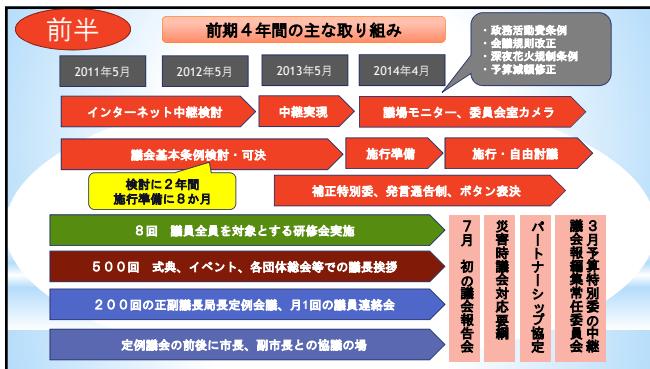
第1に、魅力と誇りある古賀市を目指す。古賀市のある特徴を最大限に生かし、市民の皆様の幸せ、環境・福祉、子育て、教育、そして産業振興など魅力あるまちづくりを実現するため、議会として、名前の議員会員が構成するに沿った里たすく努力をすすめます。

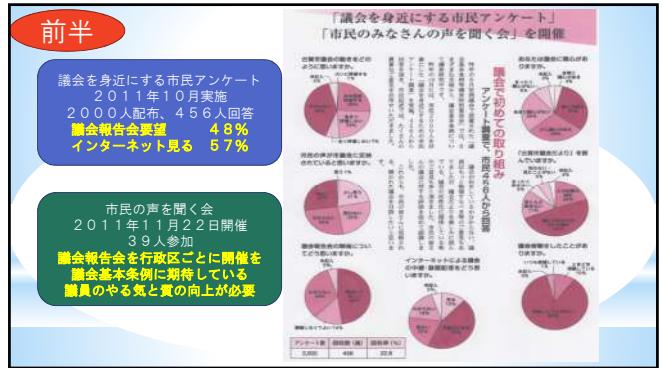
第2に、開かれた議会の充実を目指す。議会がより充実や議会のインターネット中継、録画の配信、議会ホームページの充実、議会主催の報告会の開催、市民が傍聴しやすい環境整備へ取り組む。

第3に、議会の役割を發揮するための努力。議案に対する活発な質疑、決算審査の充実と予算や施政方針への反映、各常任委員会における所管事務調査と提言、各種団体との意見交換等の充実に取り組む。議会全体での研修会、議会基本条例の制定や第4次総合振興計画の策定について取り組む。

第4に、民主的な議論会運営。日ごろからの議員同士のコミュニケーションに加え、議員連絡会の定期開催、必要に応じた会派代表者会の開催、正副議長と事務局との定期的打ち合わせなどに取り組む。

第5に、議会事務局の充実。議会事務局の職員が仕事をしやすい環境整備に配慮し、議員の調査研究活動、政策づくりなどに対するサポート体制の充実に向けて配慮する。







前半 反問権付与

議会基本条例で反問権付与を規定

● 基本条例 第9条第2項
議会の会議及び委員会において、市長等は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議論を深めるため、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

確認書（捺印）

- 反問の内容が、議員が行った質問・質疑の範囲から逸脱していると議長もしくは委員長が判断したときは発言を中止できる。
- 一般質問ならびに施政方針質疑で反問に対する議員の答弁時間は、持ち時間に算入しない。
- 市長等は、反問権を行使するときは論点、争点を明確にするという趣旨を十分踏まえるものとする。

議会基本条例で定めた反問権等の運用について
議長と市長で確認書に捺印（2014年3月27日）

2017年6月議会で中村隆象市長が初めて行使

前半 請願・陳情

議会基本条例で市民による政策提言と位置付け

● 基本条例 第6条第4項
議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議において必要があると認める場合は、**提案者の説明および意見を聞く機会を設けることができる**。

請願審査
 ① 所管委員会に付託
 ② 紹介議員から願意の説明
 ③ 紹介議員に対する質疑
 ④ 紹介者の意見陳述、質疑（5分間で意見陳述）
 ⑤ 討論、採決

陳情
 ① 陳情文をコピーして全議員に配布
 ② 議会だよりに記載

前半 請願者の意見を正式に聞く機会を実現

議会基本条例で自由討議尊重を規定

● 基本条例 第4条第1項
議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。

会議規則で自由討議の運用を規定

● 会議規則第52条の2、第115条の2
質疑終了後、議長（委員長）が必要があると認めたときは動議があったときは、会議にあって**自由討議を行うことができる**。

● 会議規則第60条、第122条 質疑、自由討議又は討論が終わったときは、議長（委員長）はその終結を宣言する。

市民建産委員会
(2015年1月19日)

文教厚生委員会
(2017年9月4日)

紹介議員 請願者 紹介議員 請願者

紹介議員の説明と質疑が終了したあと、5分以内という条件で請願者から意見をお聞きしました。

前半 自由討議の活用①

議会基本条例で自由討議尊重を規定

● 基本条例 第4条第1項
議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。

会議規則で自由討議の運用を規定

● 会議規則第52条の2、第115条の2
質疑終了後、議長（委員長）が必要があると認めたときは動議があったときは、会議にあって**自由討議を行うことができる**。

● 会議規則第60条、第122条 質疑、自由討議又は討論が終わったときは、議長（委員長）はその終結を宣言する。

前半

自由討議の活用②

議会基本条例施行前に自由討議を試行

- 2013年12月議会
補正予算審査で休憩中に自由討議を試行

総務委員会で自由討議を活用

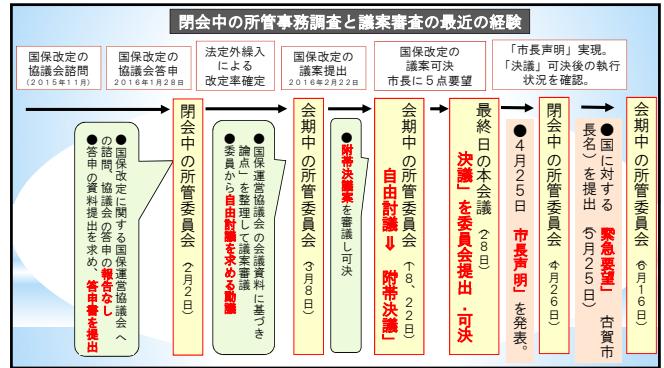
- 2014年6月議会
総務委員会に付託された議案審査（自治基本条例策定委員会設置条例）
で自由討議を実施

決算特別委員会で自由討議を活用

- 2014年9月議会
決算審査で質疑終了後、公共交通の在り方について自由討議を行い6人が発言。委員長報告に盛り込む。
- まち・ひと・しごと特別委員会で自由討議
- 2015年9月～12月 各会派・議員の意見を基に自由討議

市民建連委員会で自由討議を経て「附帯決議」「決議」

- 2016年3月議会 国保改定に伴う市長への要望



前半

タブレット活用

資料をPDFファイルで提供

- 2013年3月議会以降

議運メンバーで霧島市議会の先進事例を視察研修

- 2013年7月（政務活動）

議連で逗子市議会のタブレット活用を視察

- 2014年7月29日
9月議会最終日に報告。執行部に早期検討を提言。

前期 遠子市議会の視察風景

本会議 委員会へのパソコン等の持ち込みを許可
すでにほぼ全議員が活用しています

Googleドライブを活用した資料、日程、名簿などの共有から着手

27

前半

賛否の公開

議会だよりで全議案の議員ごとの賛否を掲載
●2005年3月から主な議案 2012年から全議案押しボタン式決議システムを導入
●2014年6月議会
●会議規則第70条（起立等による表决）に押しボタン式決議を規定。賛成、反対を明確にしました。

●押しボタンによる採決後、議長は「投票総数：人、賛成：人、反対：人、よって可決・否決」と口述。
●可否同数の場合は、直ちに議長裁決とする。以前は投票を行っていたが、可否同数が明確であることから投票を省略することが可能となった。

会議規則第70条（起立等による表決）の第3項、4項に「押しボタン式決議」について定めた。

2017年3月27日 本会議

28

前半

今期議長（結城弘明）の立候補の際の所信表明（2015年5月）

行動指針

前期に施行した議会基本条例に基づき、二元代表制の元、執行部とは建設的議論で議論し、可能な限りの議員総意を求め、その最も得意の意に基づき即行動。議会内では建設的な議論を経てオーディナリティに富んだ古賀市議会の形成に努力

1 議会運営（判りやすい議会の構築）

- (1) 議会の可視化の拡充
 - ①インターネット配信の有効活用と使用促進のための周知
 - ②議会報に関する市民アンケート、必要かつ親しまれる広報
- (2) 議員間の情報の共有
 - ①院内研修の充実
 - ②タブレット端末の有効活用や情報機器活用に向け執行部に働きかけ
 - ③視察研修には書簡の委員会は可能な限り対応し情報を得る。

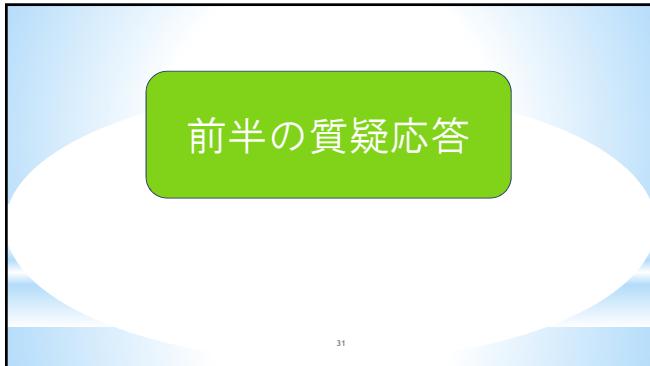
2 まちづくりへの施策について

- (1) にぎわいと希望ある古賀市を創る
 - ①第4次総合振興計画後期見直し素案、まち・ひと・しごと創生総合戦略
に対する特別委員会などの体制づくり
 - ②人口増対策について三世代が定住できる環境づくり
 - ③土地の有効活用で経済の活性化
- (2) 機関の政策提言、執行部の評価・支援、県・国への働きかけ

早稲田大学マニフェスト研究所 議会改革度調査結果の推移

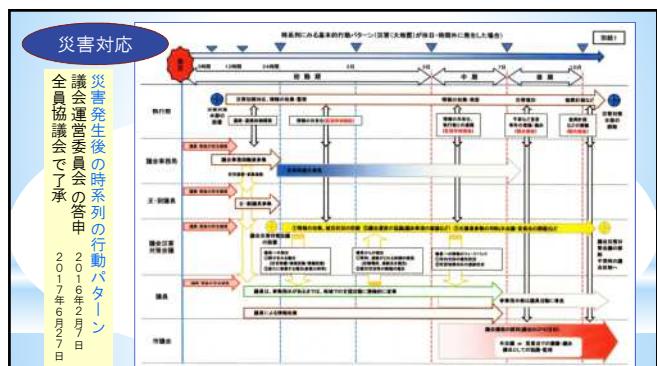
年	内閣總理			議長			士官出席率		
	総合得点	内閣總理	議長	議長	議長	議長	士官出席率	議長	士官出席率
2011年度	8.77	2.88	1.80	4.22	4.22	4.22	議長出席率調査実施率	議長出席率調査実施率	
2012年度	8.94	7.62	5.12	5.27	5.27	5.27	議長出席率調査実施率	議長出席率調査実施率	
2013年度	9.18	3.73	6.00	2.65	2.65	2.65	議長出席率調査実施率	議長出席率調査実施率	
2014年度	9.44	8.8	8.1	3.8	3.8	3.8	議長出席率調査実施率	議長出席率調査実施率	
2015年度	9.44	8.3	8.8	6.2	6.2	6.2	議長出席率調査実施率	議長出席率調査実施率	
2016年度	9.44	8.8	8.5	12.8	12.8	12.8	議長出席率調査実施率	議長出席率調査実施率	

2014年、2015年度、2016年度
3年連続で九州・沖縄で第1位の評価





災害対応		災害時の議会対応に関する主な経過
2015年	1月31日	政策推進会議全体会で災害対応要綱、行動マニュアル策定を了承（今期の政策推進会議は「公共交通」）
2015年	11月29日	災害対策本部設置訓練
2016年	10月14日	議会運営委員会で滋賀県大津市議会の議会版BCP視察
	11月28日	議運で視察報告、議会版BCPを策定することを確認
	12月16日	古賀市議会のBCP策定に向けて議長から諮問
		議員連絡会で議会版BCPについて報告
2017年	1月 6日	議運で正副委員長案を提案
	1月 18日	議員連絡会で報告・説明
	2月 7日	議会版BCPについて集中審議、議長へ答申
	3月 22日	議員全員協議会で協議、継続協議を確認
	6月 27日	議員全員協議会で「議会版BCP」を了承



災害対応		ケース	実施会の背景	議題	企画開催不可の場合	企画開催可の場合	委員会	一般 市民の 対応
議會会運當本議會運當マニユアル	災害発生時の本議會運當マニユアル	1	告げ1議開くさい	議題不可能な場合は正副議長、議運正副委員長判断	●開会不可 ●開会されない ●議長や幹事に上院亡	●開会可能 ●開会されない ●議長や幹事以上院亡	開会	●市長判断で 決済決定
全員協議會で了解	議會会運當本議會運當マニユアル	2	告げ(日付1議開き)	議題不可能な場合は正副議長、議運正副委員長判断	●開会不可 ●開会されない ●議長や幹事以上院亡	●開会可能 ●開会されない ●議長や幹事以上院亡	開会	●市長判断で 決済決定
議會会運當本議會運當マニユアル	議會会運當本議會運當マニユアル	3	初日の本議論	議題不可の場合は正副議長、議運正副委員長判断	●開会不可 ●開会されない ●議長や幹事以上院亡	●開会不可 ●開会されない ●議長や幹事以上院亡	開会	●市長判断で 決済決定
議會会運當本議會運當マニユアル	議會会運當本議會運當マニユアル	4	委員会	議題不可の場合は正副議長、議運正副委員長判断	●開会不可 ●開会されない ●議長や幹事以上院亡	●開会不可 ●開会されない ●議長や幹事以上院亡	開会	●市長判断で 決済決定
議會会運當本議會運當マニユアル	議會会運當本議會運當マニユアル	5	一般質問	議題不可の場合は正副議長、議運正副委員長判断	●開会不可 ●開会されない ●議長や幹事以上院亡	●開会不可 ●開会されない ●議長や幹事以上院亡	開会	●市長判断で 決済決定
議會会運當本議會運當マニユアル	議會会運當本議會運當マニユアル	6	最終日の本議論	議題不可の場合は正副議長、議運正副委員長判断	●開会不可 ●開会されない ●議長や幹事以上院亡	●開会不可 ●開会されない ●議長や幹事以上院亡	開会	●市長判断で 決済決定

